

## 別表

## 保育料・延長保育料一覧表「平成23年度参考」

各月の初日における児童の属する世帯の階層区分		保育料の月額（児童単位・単位：円）						延長保育料（月額）			
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子				
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯で、かつ、前年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0		
C1	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	950	1,300	650	1,300	650	600	600	600
C2		前年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	1,200	2,000	1,000	2,000	1,000	600	600	600
C3		前年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,100	1,550	2,700	1,350	2,600	1,300	600	600	600
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	7,200	3,600	6,600	3,300	6,600	3,300	900	900	900
D2		前年分の所得税課税額が3,000円以上16,801円未満である世帯	9,300	4,650	8,600	4,300	8,400	4,200	900	900	900
D3		前年分の所得税課税額が16,801円以上30,000円未満である世帯	11,000	5,500	10,900	5,450	10,800	5,400	900	900	900
D4		前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	17,800	8,900	12,800	6,400	12,700	6,350	1,700	1,300	1,300
D5		前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	22,100	11,050	14,900	7,450	14,800	7,400	2,200	1,300	1,300
D6		前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	25,300	12,650	16,800	8,400	16,700	8,350	2,500	1,600	1,600
D7		前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	27,800	13,900	18,600	9,300	18,500	9,250	2,700	1,800	1,800
D8		前年分の所得税課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	30,000	15,000	20,000	10,000	19,900	9,950	3,000	2,000	1,900
D9		前年分の所得税課税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	32,400	16,200	21,400	10,700	21,200	10,600	3,200	2,100	2,100
D10		前年分の所得税課税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	34,400	17,200	23,000	11,500	21,400	10,700	3,400	2,300	2,100
D11		前年分の所得税課税額が240,000円以上270,000円未満である世帯	36,500	18,250	24,400	12,200	21,600	10,800	3,600	2,400	2,100
D12		前年分の所得税課税額が270,000円以上300,000円未満である世帯	38,300	19,150	25,400	12,700	21,800	10,900	3,800	2,500	2,100
D13		前年分の所得税課税額が300,000円以上330,000円未満である世帯	40,200	20,100	26,600	13,300	22,000	11,000	4,000	2,600	2,200
D14		前年分の所得税課税額が330,000円以上360,000円未満である世帯	41,700	20,850	26,800	13,400	22,200	11,100	4,100	2,600	2,200
D15		前年分の所得税課税額が360,000円以上390,000円未満である世帯	43,200	21,600	27,000	13,500	22,400	11,200	4,300	2,700	2,200
D16		前年分の所得税課税額が390,000円以上420,000円未満である世帯	44,500	22,250	27,200	13,600	22,600	11,300	4,400	2,700	2,200
D17		前年分の所得税課税額が420,000円以上450,000円未満である世帯	45,600	22,800	27,400	13,700	22,800	11,400	4,500	2,700	2,200
D18		前年分の所得税課税額が450,000円以上600,000円未満である世帯	48,600	24,300	27,600	13,800	23,000	11,500	4,800	2,700	2,300
D19		前年分の所得税課税額が600,000円以上750,000円未満である世帯	53,700	26,850	27,800	13,900	23,200	11,600	5,300	2,700	2,300
D20		前年分の所得税課税額が750,000円以上900,000円未満である世帯	57,900	28,950	28,000	14,000	23,400	11,700	5,700	2,800	2,300
D21		前年分の所得税課税額が900,000円以上1,500,000円未満である世帯	62,100	31,050	28,200	14,100	23,600	11,800	6,200	2,800	2,300
D22		前年分の所得税課税額が1,500,000円以上2,500,000円未満である世帯	62,600	31,300	28,400	14,200	23,800	11,900	6,200	2,800	2,300
D23		前年分の所得税課税額が2,500,000円以上である世帯	63,200	31,600	28,600	14,300	24,000	12,000	6,300	2,800	2,400

※3歳以上児は、保育料月額に加えて月額1,000円の教育費を徴収します。

※保育料は、世田谷区内認可保育園に準じます。

※階層区分の認定は、世田谷区で行います。